

[事案 2025-46] 入院給付金等支払請求

・令和7年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年10月5日から令和7年3月31日まで双極性感情障害により入院したため、令和6年10月に契約した引受基準緩和型医療保険（責任開始期は9月30日）にもとづき入院給付金等を請求したところ、責任開始期前発病を理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 医師の診断書には、本契約の申込前である令和6年9月27日に希死念慮が生じていた旨が記載されているが、これは事実と異なっている。
- (2) 本契約の申込後に双極性感情障害の症状が悪化したため入院に至った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院給付金の支払要件として、約款では「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること」と定めている。また、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として入院した場合であっても、「責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと…により、入院による治療が必要であると医師によって責任開始期前を含めて初めて判断されたとき」は、責任開始期後の原因によるものとみなすと定めている。
- (2) 医療機関への調査の結果、申立人は、令和6年9月27日、A病院の受診の際、希死念慮が強く自殺企図が生じており入院を希望し、同年10月5日、A病院で紹介されたB病院に入院した事実を確認したことから、責任開始期である同年9月30日以前より入院加療が必要な状態であったと認められ、支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。